

マージン率等の情報提供

有限会社長崎新エネ開発

表記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係機関への情報提供が義務づけられているものです。
等事業所における昨年度実績について、情報を提供いたします。

- | | |
|---|----------|
| 1 労働者の数 | 2名 |
| 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)数 | 1事業所 |
| 3 労働者派遣に関する料金の平均 | 25,275 円 |
| 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 15,075 円 |
| 5 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除してえた割合(マージン率) | 40.4 % |

上記マージン率の中には、法定福利費(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)と通勤費、当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれます。

6 派遣労働者の待遇の決定方法

労使協定方式

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ① 対象となる派遣労働者の範囲 | 長崎県内で風力発電所で保守業務に従事する従業員 |
| ② 労使協定の有効期間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |

7 教育訓練に関する事項

- | | | |
|---|-----------|-------|
| ① | 教育訓練の種類 | 安全教育 |
| ② | 対象者 | 派遣労働者 |
| ③ | 実施人数 | 2名 |
| ④ | 方法及び給料の支給 | OJT有給 |
| ⑤ | 実施主体 | 派遣先 |
| ⑥ | 実施期間 | 2日間 |
| ⑦ | 派遣労働者の負担 | 無し |

8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項